

第7回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月21日(水) 午後14時00分～午後14時20分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番	米山 義一	2番	西村 恒男	3番	山崎 公江	4番	小宮 広督
5番	須藤 時夫	6番	佐藤 孝義	7番	山田 政文	8番	鈴木 明雄
9番	原 泉	10番	安藤 睦美	11番	平山 正幸	12番	清水 秀幸
13番	矢頭 恵造	14番	久嶋 昇				

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し
許可を求める件

日程第3 報告第5号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは開会したいと思います。互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和3年第7回農業委員会総会を開催いたします。

(諸連絡)

それでは、改めまして会長挨拶。よろしく申し上げます。

会長 皆さん今日も暑いですね。梅雨が明けてから、梅雨の時はずっと雨で困ったなんて話が出ましたが、その後連日、17日ですか梅雨が明けたのは、その後連日暑い日が続いています。

昨日 20 日は晴天で気温が上昇し、山梨県甲州市のお隣の勝沼で 37.9 度となりました。

なお、2 日連続で全国最高を記録したとの事でございます。これからこの地元大月に於きましても、最高気温が 35 度を超す猛暑になる日があるのではないかと予想され心配しております。各自体調には十分気を付けて頂き、畑仕事の時とか常に水分の補給を怠らず、熱中症対策に万全を期して、これから本番の暑い夏を乗り切りたいと思っている所でございます。

こんな暑い中での令和 3 年 7 月、第 7 回の大月市農業委員会総会にご出席頂きまして誠にご苦労さまでございます。

本日の案件につきましては、第 3 条案件の規定による許可申請に対して許可相当かどうか審議する案件 1 件となっております。なお、今事務局から話が有りました様に総会終了後に、1 か月後に迫っております農地利用状況調査に必要なタブレットの利用についての説明が有ります。

本日、まだ見えておりませんが下の方に山梨県農業会議事務局から 2 人がお出でになって頂きまして、皆様のお手元に配られておりますタブレットについての説明がございます。

本日の案件と併せてよろしく願い申し上げあいさつとさせて頂きます。以上です。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

13 番、矢頭恵造委員、14 番、久嶋昇委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 18 号

議 長 議事に入ります。議案第 18 号。農地法第 3 条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 1 について、2 ページの地図と、3 ページにある写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇のバス停の南、細い橋が有るのですが、橋を渡った所に広い田圃の地域がありますけど、その中の一角になります。

目的は、農業経営の拡大です。譲受人の〇〇〇〇は、以前からこの田を耕作しておりました。譲渡人も高齢と言う事もあり自分で耕作する予定も後継者もないと言う事で、この土地を無償で贈与したいと言う申請です。

譲渡人の〇〇さんによると、戦前の小作の頃から何代もこの〇〇さんの家にこの田圃を貸していると言う事で、それをここで解消したいと言う事のようにです。

譲受人の〇〇〇〇は、〇〇〇の地区、バス停の直ぐ近くになります。

田圃まで歩いて行けるくらいの距離ですけど、そこに住んでおられて、農地につきましても〇〇㎡の農地を所有しております。

3 ページ写真の所にもありますが、綺麗に稲も育てられておられて、左側が申請地、右側に有るのが自分で持っている田圃になります。この様に綺麗にしっかり耕作しており、農業者の要件も十分満たしていると思われれます。

以上ですが、ご審議をお願いいたします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の原 泉委員お願いします。

原 委員 案件について説明をいたします。7 月 16 日金曜日 9 時 10 頃現地調査で米山会長、事務局で写真等撮って頂きました。

私は当日参加できず、17日の日に現地を確認しました。

場所は2ページで地図が有りますが、〇〇〇の南側に一面に農地が広がっているのですが、その一角になります。

面積は567㎡と言う事であります。〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳と、このお2人の間の事になるのですが、〇〇さんが譲渡人、〇〇〇〇さんが譲受人と言う事で、〇〇さんの方は、事務局でお話が有った様に昔からこの土地を借りて作っていたと言う事で、〇〇さんのお父さんの代からこの土地を借りてお米を作っていました。

〇〇〇〇さんの方は、〇〇〇の〇〇〇〇〇の方に、昔務めていた方で、殆ど農業は定年退職してからも畑に一寸野菜を作るぐらいで、お米作りはしていないと言う事で、今回ここで決断をされたということで、両家が無償譲与するということで、〇〇〇の〇〇番の〇〇㎡の土地は使用収益権を認め合意したものだと言う風に話されております。

今回の贈与分を入れた面積が〇〇㎡で約〇反と言う事になります、農業経営の確立と言う事でしょうが、〇歳と言うお年を考えても、息子さんもおいでになって、収穫期には2人で精を出していると言う事でありませう。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は小林捷一さん本人自ら作成されて農業委員会に届け出たと聞いています。

今回の件もふまえて、これから急激に初狩も変わって行くように、少し先には〇〇さんと言う方で、自分の自宅も売って田畑は他人の方に引き取って貰って、自分は〇〇の方に出かけたと言う案件も有ったし、私も〇〇に居て考えさせられる様な時代になっているなと思います。

〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんお2人に話を聞いて、問題ないと私は考えます。

許可を求める関係ですがよろしくお願ひします。

議 長

只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願ひします。

質疑が無いようですからここで採決いたします。賛成の方は挙手をお願ひします。

事務局 (諸連絡)

議長 他に何かございませんか、今の説明大丈夫ですか。

鈴木委員 先程の転用証明の事ですけど、確か先程の所が倉庫と言いましたよね。
写真で見ると、3棟建っているようですけど、一番奥に有るのは倉庫ではなく工場ではないですか、工場とかそういう構造物はいいのですか。

事務局 許可出したのが結構前になるのですが、一応宅地と言う形で、地目は宅地と言う形になります。そこに倉庫を建てたいと言う事で許可を出しているのですが、宅地として倉庫でなくても宅地と言う地目については変わりがないと言う事で、一応宅地として証明を出しました。なかまで見てと言う訳ではないのでいいかと思えます。

議長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。無いようですので、早いですが本日の日程全て終了といたします。議事進行にご協力ありがとうございました。最後に職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。令和3年第7回大月市農業委員会総会を終了といたします。ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和3年7月21日